

国立大学法人法施行令要綱

第一 評価委員及び役員

一 政府が、国立大学法人又は大学共同利用機関法人に対して行う出資の目的とする土地等の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること。（第一条関係）

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の非常勤の理事又は監事となることができる教育公務員の範囲を定めること。（第二条関係）

第二 出資の対象（第三条関係）

国立大学法人等が出資することのできる事業を、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する特定大学技術移転事業とすること。

第三 積立金及び国庫納付金

一 積立金の処分に係る承認の手續について必要な事項を定めること。（第四条関係）

二 国庫納付金の納付の手續等について必要な事項を定めること。（第五条）第七條関係）

第四 長期借入金及び国立大学法人等債券

一 国立大学法人等が、長期借入金をし、又は債券を発行することができる土地の取得等を、国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等及び国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等とすること。（第八条関係）

二 借換えの対象となる長期借入金又は債券を、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券とすること。（第九条関係）

三 長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の用途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならないこととする。（第十条関係）

四 長期借入金の借入れの認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定めること。

（第十一条関係）

五 国立大学法人等債券の形式、発行の方法その他国立大学法人等債券に関し必要な事項を定めること。

（第十二条～第二十一条関係）

第五 雑則

一 船舶安全法第二十九条の四第一項等の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用すること。（第二十二条関係）

二 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第二条第四項等の規定については、国立大学法人等を独立行政法人とみなして、これらの規定を準用すること。（第二十三条関係）

第六 附則

一 この政令の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

二 各大学共同利用機関法人に引き継がれる職員が属する旧大学共同利用機関について定めること。（附則第二条関係）

三 国立大学法人等が国から承継しない権利及び義務並びに国立大学法人等が国から承継する権利及び義務の承継の時期を定めること。（附則第三条及び第四条関係）

四 各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継した際、政府から当該国立大学法人等に出資があったものとされる財産等及び出資の時期を定めること。（附則第五条及び第六条関係）

五 国立大学法人等に出資があったものとされる財産の評価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を

定めること。（附則第七条関係）

六 国立大学法人等が国から承継した承継貸付金の償還期間等について定めること。（附則第八条関係）

七 国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して負担する債務の償還等について定めること。（附則第九条関係）

八 国が国立大学法人等に国有財産を無償で使用させることについて必要な事項を定めること。（附則第十条関係）

九 国が国立大学法人等に貸し付ける貸付金の償還期間等について定めること。（附則第十一条関係）

十 関係法令の適用について所要の経過措置等を定めること。